



平成25年3月14日

各 位

会 社 名 明治機械株式会社
代表者名 代表取締役社長 河野 猛
(コード番号 6334 東証第2部)
問合せ先 総務部長 高工 弘
(TEL. 03-5295-3511)

当社株式の東京証券取引所における監理銘柄（確認中）指定解除ならびに公表措置
および改善報告書の徴求に関するお知らせ

当社株式は平成25年2月13日付で監理銘柄（確認中）に指定されておりましたが、本日、当社が平成25年3月期第3四半期報告書を関東財務局に提出したことを受け、東京証券取引所から同年3月14日付で監理銘柄（確認中）の指定を解除する旨の通知がありました。

併せて、下記事由にて有価証券上場規程第508条第1項の規定に基づき、公表措置が行われ、同規程第502条第1項に基づき、改善報告書の提出を求められましたので、下記のとおりお知らせいたします。

当社は、東京証券取引所からの当該措置に対し、真摯に対応していく所存です。

記

当社は平成25年2月15日付適時開示「第三者委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」にて、当社の連結子会社における不適切な会計処理に関する第三者調査委員会の調査結果を開示し、同年3月11日付適時開示「社内調査委員会の調査報告書及び過年度の決算修正に関するお知らせ」にて、過年度の決算短信等を訂正する予定である旨及びその概要を開示いたしました。

この中で、当社の連結子会社において、架空売上等を計上したほか、不適切な原価の付替えにより売上原価を減少させること等により、当社において、平成20年3月期から平成25年3月期第2四半期まで、重要な訂正を要する決算内容を開示していたことが判明しました。本件は、当該子会社の元役員らが、架空の内容の書類を作成したほか、監査法人等にも虚偽の説明をするなどしたことにより、不適切な会計処理が行われたものであり、当社において、子会社に対する管理体制が不十分であった状況が認められました。

これは、適時開示に係る遵守事項に違反し、かつ、投資者の投資判断に相当な影響を与えるものであり、公表を要する程度の違反と認められたことから、有価証券上場規程第508条第1項に基づき、公表措置が行われたものです。

また、本件は当社の適時開示を適切に行うための体制の不備等に起因したものであり、適時開示体制について改善の必要性が高いと認められたことから、有価証券上場規程第502条第1項に基づき、その経緯および改善措置を記載した改善報告書の提出が求められたものです。

株主の皆様をはじめ、関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

以 上